

枚方市花と緑のまちづくり事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）（以下「規則」という。）及び枚方市花と緑のまちづくり事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、枚方市花と緑のまちづくり事業の補助金（以下「補助金」という。）の交付手続について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 施設緑化事業の補助対象者は、市内在住、在職、在学している個人及び自治会、市民グループ、NPO法人、事業者等の団体とする。ただし、団体は5人以上で構成され、市内在住、在職、在学している者が1人以上含まれるものし、市内で活動する団体、市内に事業所が在る事業者とする。

2 オープンガーデンづくり事業の補助対象者は、年間20日以上（土曜・日曜・祝日・休日の何れかを5日以上含む）公開し、かつ本市のホームページ上で公開情報を周知することが可能な者とする。

(補助対象事業)

第3条 要綱第4条第2項各号に規定する補助金の交付の対象としない場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を含む。

- (1) 営利目的のものと認められる場合
- (2) 国、地方公共団体及びそれら準ずる団体が行うものと認められる場合
- (3) 補助金の交付の決定の通知を受ける前に事業の着手を行ったものと認められる場合

(補助金の額)

第4条 要綱第5条の補助金の額には、消費税及び地方消費税を含む。

2 要綱第5条の費用には、当初事業の場合に限り材料費（土・草花（農作物等除く）・樹木（支柱含む）・地被類・ツル性植物（補助資材含む）・肥料の購入費等）を含む。ただし、維持管理に用いる資機材の購入費用は含まない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する期日までに、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業費明細書
- (2) 位置図及び計画図（施設緑化事業の屋上緑化事業の場合、建築基準法上、屋上の積載荷重が適合していることが確認できる計算書等を含む。）
- (3) 現況写真
- (4) 誓約書
- (5) 当該土地の所有者以外の者が申請する場合にあつては、当該土地の所有者の承諾書（当

該土地の所有者の実印を押印し、印鑑証明の写しを提出しなければならない。また、施設所有者以外の者が申請する場合にあっては、施設所有者の承諾書も同様とする。）

(6) 事業者（1社以上）の見積書。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 補助金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定する。

2 補助金の交付の決定に際して必要があると認めるときは、当該補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて、補助金の交付の決定をすることがある。

(申請の取下げ)

第7条 規則第9条第1項の別に定める期日とは、当該通知を受けた日から起算して30日以内（30日目に当たる日が市の休日である場合は、その翌日）とする。

(事業の着手)

第8条 補助対象者は、第6条の通知を受けた場合においては、事業に着手することができる。

2 補助事業者は、事業に着手する前に所定の届出を市長に提出しなければならない。なお、着手とは、事業場所の整備や緑化のための仮囲い、掘削及び施設等の撤去・設置工事等とする。

3 補助対象者は、事業の着手する前に次に掲げる必要な許可等を取得し、その写しを前項の届出に添付しなければならない。

(1) 建築基準法第6条第1項に規定する確認

(2) 法令等による占用許可、使用許可及び施設設置許可等

(3) その他、規則第7条の条件に付した許可等

(内容の変更)

第9条 補助対象者は、第6条の規定による通知を受けた場合において、補助金の増額を伴う補助事業の内容の変更は、原則してはならない。

(軽微な事項)

第10条 規則第12条第1項第1号の軽微なものには、補助対象者の住所及び名称並びに氏名の変更をする場合は、必要な書類を添付し、速やかに、市長に届出をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業の目的や効果が変わらない内容の変更、補助金の交付決定の金額に変更があるものについては、必要な書類を添付し、速やかに、市長に申請または届出をしなければならない。この場合において、市長は速やかに、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(交付の方法の特例)

(実績報告書)

第11条 規則第15条第2項の別に定める書類とは、第21条第11号に定める実績報告書とする。

(交付の請求)

第12条 規則第16条第4項の別に定める期日とは、3月の最終の平日とする。なお、規則第17条第2項の別に定める期日も、同様とする。

(交付の決定の取消し等)

第13条 規則第18条第1項の補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある場合とは、補助金の交付の決定を受けた年度の3月15日までに補助事業が完了しない場合を含む。

(領収書の提出)

第14条 補助対象者は、全ての補助金が交付された場合は、速やかに、全ての領収書の原本を市長に持参し、その写しを提出しなければならない。

(施設等の管理)

第15条 補助対象者は、整備した施設を善良な管理者として管理をしなければならない。

(周辺環境への配慮)

第16条 補助対象者は、事業の実施にあたり、近隣への日照障害、枝葉の越境等周辺の住環境に十分に配慮し、問題が発生した場合は自己責任で解決しなければならない。

(普及啓発の協力)

第17条 補助対象者は、本市の緑地の保全及び緑化の推進にかかる普及啓発に協力するものとする。

(消費税仕入控除税額の報告及び返還)

第18条 補助対象者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、その旨を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けた場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

(用語の説明)

第19条 要綱において、次の各号に掲げる用語の説明は、各号に定めるところによる。

- (1) 要綱第4条第1項(5)の開放されたとは、不特定多数の市民が制限なく入れる、利用できる状況のことである。
- (2) 規則第12条第1項第4号の中止とは事業の中断のことであり、廃止とは事業の取止めのことである。
- (3) 要綱別表中欄の市長が別に定める基準による整備面積とは、植栽の場合は緑化面積をいい、「大阪府自然環境保全条例」及び「大阪府自然環境保全条例施行規則」に基づき大阪府環境農林水産部作成の「緑化計画の作成マニュアル」により算出した面積と、ベンチ等の構造物の場合は垂直投影面積の合計のことである。

(事故等の対応)

第20条 補助対象者は、事業場所において事故や災害等が発生した場合は、原則自己責任で解決しなければならない。

(様式)

第21条 この要領において使用する申請書等の様式は、次の各号によるものとする。

- (1) 枚方市花と緑のまちづくり事業補助金交付申請書 様式第1-1号
- (2) 枚方市花と緑のまちづくり事業補助金交付決定通知書 様式第2号
- (3) 枚方市花と緑のまちづくり事業着手届 様式第3号

(4)	枚方市花と緑のまちづくり事業交付申請取下げ申出書	様式第4号
(5)	枚方市花と緑のまちづくり事業内容変更承認申請書	様式第5号
(6)	枚方市花と緑のまちづくり事業変更届(軽微)	様式第6-1号
(7)	枚方市花と緑のまちづくり事業変更届(軽微)	様式第6-2号
(8)	枚方市花と緑のまちづくり事業変更(軽微)承認通知書	様式第7号
(9)	枚方市花と緑のまちづくり事業中止・廃止承認申請書	様式第8号
(10)	枚方市花と緑のまちづくり事業実績報告書	様式第11号
(11)	枚方市花と緑のまちづくり事業補助金確定通知書	様式第12号
(12)	枚方市花と緑のまちづくり事業補助金請求書	様式第13号
(13)	枚方市花と緑のまちづくり事業補助金交付決定取消通知書	様式第14号
(14)	事業費明細書	様式第16号
(15)	枚方市花と緑のまちづくり事業実施報告書	様式第18号
(16)	収支報告書	様式第19号
(17)	消費税仕入控除税額報告書	様式第21号
(18)	積算内訳報告書	様式第21号別紙
(19)	誓約書(施設緑化事業)	
(20)	委任状	

附	則	この要領は、平成27年7月1日から施行する。
附	則	この要領は、平成28年9月1日から施行する。
附	則	この要領は、平成29年4月1日から施行する。
附	則	この要領は、平成31年4月1日から施行する。
附	則	この要領は、令和5年4月1日から施行する。